

## 2014 年度 労働者福祉に関する要請

秋田県知事 佐竹 敬久 様

### 1. 秋田県労働福祉協議会及び労働福祉事業団体の周知・宣伝

秋田県労働福祉協議会は構成団体の相互協力・促進や福祉活動に関する協議、検討を行いながら「連帯・協同でつくる安心・共生の福祉社会」をめざし、幅広い立場・観点から政策提言要請や運動を展開してきました。

労働者福祉の向上・前進に向け、秋田県労働福祉協議会及び構成団体である労働福祉事業団体（東北労働金庫秋田県本部、全労済秋田県本部、財団法人秋田県労働会館、連合秋田）に対して引き続きご支援・ご協力頂く事をお願いするとともに、県民に対して事業内容や制度の周知・宣伝を要請します。

また年1回行われる定期総会開催においても、ご案内を申し上げますのでご出席またはメッセージ対応等のご協力をお願いします。

### 2. 東日本大震災の被災者支援について

未曾有の災害となった東日本大震災から既に2年半以上が経過しました。仮設住宅や借り上げ住宅で暮らしている被災者は約28万人、特に原発事故による福島県内の避難者は未だ14万人以上に上っており、被災地域の復興計画はまだまだ道半ばです。秋田県労働福祉協議会では、あらゆる機会を通じて構成団体等と情報共有をはかりながら、助け合い、支え合いの原点に戻った運動を展開してきました。

被災地から秋田県内に避難している方々への生活支援策を一層強化するとともに、以下の取り組みを進める事を要請します。

- (1) 地域ごとに被災者の生活、住居、就労、医療・福祉に関するきめ細かな情報提供と総合相談体制を強化する。
- (2) 経済的な理由で就学の機会が奪われることがないよう、学費・入学金・給食費等の減免や、無償給付型や地域特別枠を含む公的奨学金制度の拡充をすすめる。
- (3) 避難者に対する灯油代購入補助などの支援を行う。

### 3. 格差・貧困社会の是正、県民生活の保障と底上げ

#### (1) 「孤立」から「支え合い」の社会へ

- ① 総合自殺対策大綱に掲げられた地方自治体の役割である、地域における各主体の緊密な連携・協働に努めるとともに、自殺対策推進体制（自殺対策推進本部、自殺対策連絡協議会）の整備・充実を図るよう要請します。

また、自死やメンタルヘルス問題への偏見を取り除くべく啓発・教育活動に取り組む事を要請します。

- ② 地域における餓死・孤独死等の発生防止に向け、適切な相談機関につなげることができるよう、行政、支援団体、専門家、電気・ガス・水道等のライフライン関係者等による幅広い連携・協力体制を構築する事を要請します。

## (2) 県民生活の保障と底上げ

- ① 生活保護制度における本年 8 月からの生活扶助基準の大幅引き下げは、同基準に準拠する諸制度、すなわち準要保護者に対する就学援助制度における学用品費等の支給をはじめ、奨学金事業や高校授業料減免等の地方単独事業も含め、地域住民の生活に多大な影響を及ぼすことは必至です。したがって秋田県は、住民生活への影響を最小限にとどめるために、これら制度については本年 7 月までの生活扶助基準に準拠し、従前と同水準の支援を堅持する等の措置を講ずる事を要請します。また、関係市町村へ同趣旨の協力要請をお願いします。

## (3) 人間としての尊厳が保障され、利用しやすい生活保護制度への改善

- ① 新たな生活困窮者支援など業務拡大・高度化等を踏まえ、福祉事務所におけるケースワーカーを増員するとともに、職員の専門性を高める措置を講ずる事を要請します。
- ② ケースワーカーは生活保護受給者の自立支援としての就業指導はもとより、生活全般に関わる相談等を受付け良き理解者であるべきと考えます。昨今の生活相談では、生活保護受給者からの悩み相談も少なからず受けており、ケースワーカーとの連携不足も伺えます。実態を確認し改善策の検討をお願いします。

## (4) 新たな生活困窮者自立支援法案にむけた体制整備

生活困窮者自立支援法案は今回の臨時国会にて成立されましたが、本法案に関連して秋田県においても施行の時期の如何に関わらず、県民生活の実態に照らし対応すべき課題等について早期検討・実施されると思われれます。

- ① 生活困窮者の生活・就労を包括的・伴走的に相談・支援する制度を確立し、実施体制を構築する事を要請します。
- ② 新たな生活困窮者支援制度の構築を目的に実施される「生活困窮者自立促進支援モデル事業」について、実施可能な地方自治体は 2014 年度の実施主体として、秋田県としても申請されていますが、制度

化に向けた実施方法と具体的な体制整備を明らかにして頂きたい。

- ③ 生活が逼迫している相談者に対する食糧・住居等に関する緊急支援にワンストップで対応し早期に問題改善できるよう、縦割りになっている各種支援制度の集約再編など改善を進めるよう要請します。
- ④ 国の「生活困窮者自立支援モデル事業」のうち、「就労訓練事業」（いわゆる「中間就労」）において「社会的企業」や「協同労働の協同組合」を積極的に位置付け活用することで、地域における雇用・就労創出や社会的居場所づくりと連動させる政策を推進願います。

#### 4. 暮らしの総合支援（ライフサポート）

秋田県労働福祉協議会が労働福祉事業団体をはじめ弁護士会、司法書士会、NPO 等との連携のもと、「暮らしなんでも相談」として開設した「ライフサポートセンターあきた」は、2013年12月で丸5年が経過しようとしています。相談件数は年々増加傾向にあり、年間300件を超える相談件数に達する状況で、本年2月には累積件数1,000件に達しました。相談内容は労働問題、金融・多重債務、消費生活・福祉、法律・税制、各種トラブルなど複雑多岐に渡っております。多くの相談へ対応する為に、専門の相談アドバイザーを配置し対応しておりますが、相談の内容によっては弁護士・司法書士・労働福祉事業団体・各種相談窓口と連携を図りながら、解決に向けて活動しております。

##### (1) 「ライフサポートセンターあきた」への助成について

労働福祉事業団体をはじめ、多くの関連団体のご理解、ご協力のもとに開設した「ライフサポートセンターあきた」ですが、累積相談件数は1,200件を超え、生活・福祉をメインとした相談の窓口として重要な役割を担う立場となっております。現在は秋田市の拠点で全ての相談を受付けていますが、今後は全県各地で相談を受付ける準備のため、広告宣伝費や対応人員配置等で予算が必要となります。秋田県から費用面での助成を検討頂けるよう要請します。

##### (2) ふきのとうホットラインの相互連携

秋田県が2003年（平成15年）に心のセーフティーネットとして始めた「ふきのとうホットライン」の相談窓口一覧に「ライフサポートセンターあきた」も掲載させてもらい、このネットワークを使って他団体から相談を取り次ぐ、または紹介するケースも多くあります。しかしながら、各団体で個別対応となりそれぞれが情報を共有する機会はほとんどありません。同じ相談分野ごと、あるいは相談分野を超えて情報交換や相互連携する機会をもうけるなど、秋田県として検討願いたく要請します。

## 5. 消費者教育推進法について

国民の消費生活安定・向上に寄与する事を目的とした「消費者教育推進法」が昨年12月に施行されました。基本方針には、誰でもどこでも様々な場で消費者教育を受ける事が出来るように推進するとなっています。方針の中で努力義務ではありますが、都道府県や各市町村で消費者教育推進計画を作成する事となっております。また消費者推進地域協議会を設置し、消費者及び事業者、各種団体等で情報交換等を行い地域・職域での消費者教育を推進する方向となっています。

秋田県として消費者教育推進計画の作成及び消費者推進地域協議会の設置を要請します。また消費者教育推進地域協議会には消費者の代表や労働者の代表の参画を検討願います。

## 6. 介護職場に関する実態把握と施策展開について

先日の新聞報道にもありましたが、昨今県内における介護職求人が増加傾向にあります。少子高齢化の影響により今後は介護サービスを必要とする高齢者が益々増加することが考えられます。しかし、介護の現場では労働環境・雇用条件等の問題により離職するケースが後を絶たない状況が続いています。

山形県で介護労働の実態について学習する機会がありました。山形県では介護の職場について様々な角度から調査・対応を行っておりました。秋田県においても既に介護職に対する人材確保に向けた取り組みを進めている事と思いますが、介護の現場に対し実態調査するとともに各施策の充実に向け次の内容を要請します。

### (1) 介護職の人材確保／離職防止策、職場環境の改善策の充実・強化

介護の人材育成と確保はもとより、離職者の防止も重要な課題です。同時に介護職場の環境改善策の提供も必要です。有資格者への支援策拡充、定着する為の負担軽減、介護職員の処遇改善を要請します。

### (2) 職業のイメージ向上対策支援

介護職は今日の地域社会にとって大切な職業の一つです。そのために、介護に関する教育課程の段階から機会の提供や動機づけ、若年者への働きかけとその支援、同時に介護職の知識向上をはかる支援策や指導者養成の支援策について要請します。

### (3) 事業規模、雇用形態による格差是正策の強化

介護事業所の規模や同業の事業内容から生まれる格差、介護職員の雇用形態から生ずる格差が考えられます。これら格差を縮小する為の支援策を要請します。

#### 7. 中小企業勤労者の福祉格差の是正

秋田県として、中小企業勤労者の福祉格差の是正に向けて、中小企業勤労者福祉サービスセンターが魅力あるサービスを提供し、自立と再生を果たすよう積極的な役割を発揮し、関係市町村やサービスセンターへの支援・指導を強化する事を要請します。

#### 8. チャリティーゴルフ大会への協力

秋田県労働福祉協議会が主催する「東日本震災復興支援チャリティーゴルフ大会」は今年で26回目を迎え、県内各地から163名の参加を得て成功裏に開催されました。この大会は、健康で活動できることに感謝するとともに、社会の不条理に遭遇された方々へささやかな激励の意を込めて開催しております。参加者や協賛団体から寄せられた多くのご厚意を、県内の福祉団体・福祉施設へ寄贈し開催の目的を果たすことができました。また岩手県労働者福祉協議会を通じ義援金として被災地域へ寄贈する予定です。

来年度以降についてもこの趣旨をご理解いただき、協賛広告や役職員の参加等で協力頂く事を要請します。

#### 9. メーカー協賛金への協力

秋田県内のメーカーに対して、引き続き運動へのご理解と協賛金の維持を要請します。

以 上